

アナログ放送終了期限まで3年8ヶ月を切り、デジタル化完了の最終段階
関係者が一丸となって2011年にデジタル放送に完全移行する決意を表明

現
状

- ・デジタル受信機の普及世帯は約1400万世帯(2007年3月)、台数は約2725万台(同年10月末)
- ・第7次行動計画の普及目標に沿って普及している状況。

目
標

- ・北京オリンピック時点(2008年8月)で、デジタル受信機普及が、約2400万世帯、約3600万台。
- ・2011年4月までに全世帯(5000万世帯)、2011年7月までに1億台。

送信側の課題への取組

- ・中継局整備の促進
- ・中継局ロードマップの改訂(2008年3月)
- ・デジタル難視世帯の精査、市町村別ロードマップの改訂(2008年6月)
- ・デジタル混信対策(混信対策用中継局設置等)
- ・ケーブルテレビによるデジタル再送信(2011年初頭までに全加入世帯で視聴可能)
- ・IP同時再送信による条件不利地域への提供
- ・衛星セーフティネットの実施(本年内に具体案を公表。2009年度内に開始)

受信側の課題への取組

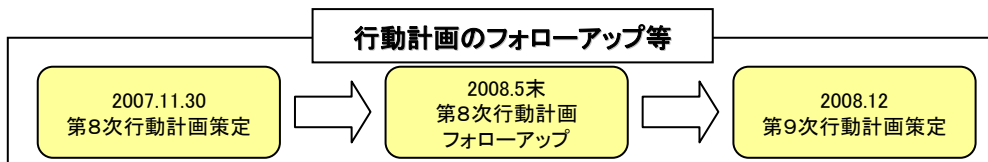
- ・共聴施設対策の強化(現状調査、説明会開催、業界団体等への協力要請、番組活用周知、辺地共聴改修支援等)
- ・きめ細かい視聴実態・受信実態の調査
- ・デジタル受信機器の普及・低廉化促進
- ・簡易なチューナー実現の環境整備
- ・経済弱者対策の検討(2008年8月まで)
- ・公共施設のデジタル化促進
- ・悪質商法対策、廃棄・リサイクル対策
- ・関係省庁連絡会議等で政府をあげて検討

周知広報・相談等の取組

- ・周知広報の拡充・丁寧な周知広報の実施(「周知広報計画」の改訂)(2008年3月)
- ・全国10箇所程度の「地域相談・対策センター(仮称)」を設置(2008年度後半)
- ・地域レベルで関係業界が参加する連絡推進体制を構築(2008年度後半)

アナログ放送終了体制・計画

- ・アナログ放送終了までに生じる課題と対策・対応体制の検討及び具体的計画策定(2008年8月まで)



各主体の取組

政府の取組	受信機メーカー、販売店の取組
①周知・広報、②共聴施設への対応 ③ギャップフィルターの制度化、④デジタル混信の対策 ⑤税制等の措置、⑥中継局整備の支援 ⑦アナログ放送の終了計画等 ⑧地域レベルの相談・対策体制の整備 ⑨衛星によるセーフティネット ⑩コンテンツ振興 ⑪簡易で低廉なチューナーが流通する環境整備 ⑫受信機器購入に対する支援(経済弱者支援) ⑬公共施設のデジタル化 ⑭廃棄・リサイクル対策、⑮「悪質商法」対策 ⑯関係業界への働きかけ	[メーカー] ①より低廉で多様な受信機の開発・普及の推進 ②すべての視聴者にとって使いやすい受信機等の推進 ③購入者の理解の促進、④アフターサービスの充実 ⑤アナログテレビのリサイクル対策への取組 ⑥需要量に的確に対応した供給 [販売店] ①人材育成、②購入者への説明の徹底 ③アフターサービスの充実 ④デジタル放送のメリットが体感できる機会の提供 ⑤工事業者等と連携した計画的工事の促進 ⑥アナログテレビのリサイクルへの取組
地上デジタルテレビジョン放送事業者の取組	地方公共団体の取組
①放送エリアカバー ②周知・広報活動等 ③受信相談 ④地デジの特長を活かした放送サービスの充実 ⑤IP同時再送信の再送信同意 ⑥共聴施設のデジタル化に伴う区域内再送信同意の簡素化 ⑦共聴施設の改修、⑧アナログ放送の終了計画等 ⑨衛星によるセーフティネット	①周知・広報活動等 ②自治体施設を原因として設置された共聴施設への対応 ③辺地共聴施設等への対応 ④地方公共団体施設のデジタル化 ⑤受信環境把握への協力 ⑥アナログテレビの適正廃棄・リサイクルへの協力 ⑦デジタル化に便乗した悪質商法への対策への協力 ⑧地方公共団体としての立場からの適時の提言等
(社)デジタルラジオ推進協会、BSテレビ放送事業者、CSテレビ放送事業者、ケーブルテレビ事業者、Dpaの取組	

「デジタル放送推進のための行動計画（第8次）」
におけるギャップフィラーの関連記述

- p. 6 総論 「4. デジタル混信の対策」
- p. 24 政府の役割 「3. ギャップフィラーの制度化」
- p. 24 政府の役割 「4. デジタル混信の対策」
- p. 27 放送事業者によるデジタル混信対策